

章・項番等	改定概要	
目次(全体構成)	2022版	2019版
	<ol style="list-style-type: none"> 1 適用範囲 2 引用文書 3 用語の定義 4 認証プログラムオーナー 5 認定機関 6 認証機関 7 審査員 8 農場・団体 9 認証プログラムの基本 10 審査および認証の管理 11 認証に関する表示 12 指導員 13 研修機関 14 JGAPと他の認証プログラムとの差分に関する文書を利用したJGAP認証 <p>※JGAPと他のGAPとの同等性認証は削除</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 適用範囲 2. 引用文書 3. 用語の定義と説明 4. JGAP における機能分担 5. JGAP に関する文書の開発と文書管理 6. JGAP 認証の範囲 7. JGAP 認証の基本 8. JGAP 認証の流れと認証後の管理 9. 農場・団体の権利と義務および認証取消し・返上 10. JGAP の認証に関する表示 11. JGAP 審査員 12. JGAP 内部監査員および JGAP 指導員 13. 認定機関および認証機関 14. JGAP の研修および JGAP 研修機関の承認 15. JGAP と他の認証プログラムとの差分に関する文書を利用した JGAP 認証 16. JGAP と他の GAP との同等性認証 17. 苦情対応、利害関係者の意見集約および認証プログラムの見直し
全体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「家畜・畜産物」を「畜産」に変更 ・ 総合規則に規定された関係者の章を設け、要求事項を明確化 ・ 新たに必要項目の追加、要求事項の意図を明確化 ・ 書体をユニバーサルデザインフォントに変更 	
3 用語の定義	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用語の定義をあいうえお順に変更 ・ 改訂の内容に合わせて用語を追加・削除 ・ 新規単語: ICT、インテグリティプログラム、サイト、サブサイト、生産物、認証家畜、認証生産物、認証畜産物、認証の終了、認証の返上、レビュー ・ 変更があった主な用語を以下に記載 	
	2022版	2019版
(5)外部委託	<p>認証の対象となる生産工程に直接関わる作業の一部を外部の組織に委託すること。(ISO9000:2015を参考)</p>	<p>農畜産物の生産工程に直接かかわる作業の一部を外部の事業者に委託すること。なお、団体認証において、団体を構成する農場間の生産工程に関わる作業支援は、外部委託に該当しない。</p>
(6)家畜排せつ物管理施設	<p>堆肥舎その他の家畜排せつ物の処理または保管の用に供する施設。(畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 第3条第1項を参考)</p>	<p>家畜糞や家畜糞と家畜尿を敷料(モミガラやワラなど水分調整をするための資材)等で吸着させたものなど固形状の家畜排せつ物の場合の管理施設(処理または保管するためのたい肥舎)や乾燥施設、および家畜尿やスラリー(家畜糞と家畜尿が混合した流動性の高い状態のもの)など液状の家畜排せつ物の場合の尿溜りスラリータンク、汚水処理施設等をいう。</p>
(9)サイト	<p>統一された管理体制(同じ責任者に指示命令系統が統一され、認証範囲内の作業記録、出荷が集約されている管理体制のこと)をもつ審査の単位。ひとつのサイトを農場とする。</p>	<p>(生産管理ユニット) 一つの農場に複数の畜舎・施設・圃場群が存在する場合におけるそれぞれの畜舎・施設・圃場群のこと。複数の生産管理ユニットが存在する農場には、一元的な管理を有する農場と有しない農場がある。一元的な管理体制とは、中央管理機能を有する部署(本社等)に指示命令系統が統一され、その部署において畜舎・施設・圃場における作業記録等が集約・確認できる管理体制をさす。一元的な管理体制を有しない農場の場合は、それぞれの生産管理ユニットを独立した農場と見なして、生産管理ユニットごとに「JGAP農場用 管理点と適合基準」に取り組む必要がある。</p>
(10)サブサイト	<p>サイト(農場)において、衛生管理区域が複数に分かれる場合の、それぞれの衛生管理区域。</p>	
(14)生産工程	<p>自給飼料の生産、家畜の飼養から家畜および畜産物の出荷までの認証範囲に関わる一連の活動。</p>	<p>飼養工程、畜産物取扱い工程および自給飼料生産工程を総称して「生産工程」という。</p>
(16)草地等	<p>飼料作物に利用する土地をいい、牧草地、飼料畑、飼料用米の水田および家畜の飼養に供される土地を含む。</p>	<p>飼料作物の作付け地および野草地をいう。</p>
(17)団体	<p>団体の定める方針の下に複数のサイト(農場)が集まり、代表者および団体事務局を有する単一のマネジメントシステムに基づき運営される生産者グループまたは法人。</p>	<p>一定の方針のもとに複数の農場が集まり、代表者および団体事務局を有する組織をいう。</p>

章・項番等	改定概要	
(18)団体管理マニュアル	<p>団体および団体を構成するサイトを管理するための手順・ルール等を記載した文書。</p> <p>(※団体管理マニュアルの条件は、団体事務局用 管理点と適合基準で規定し、定義からは削除した。)</p>	<p>下記の内容を含む団体を管理する上で必要不可欠な文書</p> <p>a) 団体事務局の団体統治の手順(「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」を満たす必要がある。)</p> <p>b) 団体事務局が担当する農場管理の手順(「JGAP 農場用 管理点と適合基準」を満たす必要がある。)</p> <p>c) 農場が担当する農場管理の手順のうち団体共通の手順(「JGAP 農場用 管理点と適合基準」を満たす必要がある。)</p>
(19)団体事務局	<p>JGAPに関して団体を単一のマネジメントシステムで管理する機能と責任をもつ団体内部に設置される事務局。</p>	<p>JGAP に関して団体の統治を確実にを行うために団体内部に設置される事務局をいう。団体事務局を担う組織は、原則として、法人格が要求されるが、みなし営農組合のような権利能力なき社団(正式な法人格がない組織)であっても、代表者を定め、所在地と連絡先を明確にしていればよい。団体の代表者は、団体事務局の責任者を指名する。指名された団体事務局の責任者は、団体統治の責任を負うため、マネジメントシステム(団体統治)に関する十分な知識を有していることが求められる。なお、団体の代表者は、団体事務局の責任者を兼ねることができる。</p>
(24)認証家畜	<p>以下の(a)から(c)を満たした家畜。</p> <p>(a) 認証農場・団体に飼養され、認証の有効期限内に出荷される家畜</p> <p>(b) JGAP認証書に記載のある品目</p> <p>(c) 認証農場・団体に21日間(最低継続飼養期間)以上継続して飼養された家畜</p>	<p>下記a)からd)の条件をすべて満たした農畜産物をいう。認証農畜産物、認証家畜、認証畜産物と分けて使用する場合もある。</p> <p>a) 個別認証または団体認証の農場で生産され、認証の有効期限内に出荷される農畜産物</p> <p>b) JGAP認証書に記載のある品目</p> <p>c) 農畜産物取扱い施設がある場合には、JGAP認証書に記載のある農畜産物取扱い施設で取り扱われる農畜産物</p> <p>d) 畜産物取扱い施設がある場合には、JGAP認証書に記載のある畜産物取扱い施設で取り扱われる畜産物</p>
(25)認証生産物	<p>認証家畜および認証畜産物ならびに認証農畜産物の総称。</p>	
(30)認証畜産物	<p>以下の(a)および(b)を満たした畜産物。</p> <p>(a) 認証農場・団体に生産され、認証の有効期限内に出荷される畜産物</p> <p>(b) JGAP認証書に記載のある品目</p>	
(33)農場	<p>認証の対象となる品目を生産し、その生産工程および生産物に関して責任を負う組織。</p>	<p>農畜産物の生産を実施し、生産される農畜産物の所有権を保有し、一体的な管理体制をもつ経営体である。一体的な管理体制とは、原則として同一の資本・経営の下で生産が行われていることをさす。農場に複数の畜舎・施設・圃場群がある場合には、「生産管理ユニット」が存在していることになる。</p>
(35)並行飼養	<p>ひとつのサイト(農場)で、同一品目の一部の家畜を認証対象のとして、一部の家畜を非認証対象として飼養すること。</p>	<p>同一品目について、認証家畜とそうでない家畜を同一農場で同時に飼養すること。</p>
4 認証プログラムオーナー	<ul style="list-style-type: none"> ・日本GAP協会が実施することを規定した章 ・主に、2019版5章、8章、17章の中からCPOに関する要求事項を整理 	
5 認定機関	<ul style="list-style-type: none"> ・認定機関(協会)に対する要求事項を規定した章 ・主に、2019版13章、17章の認定機関(協会)に関する要求事項を整理 	
6 認証機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認証機関に対する要求事項を規定した章 ・ 主に、2019版13章の認証機関に関する要求事項を整理 ・ 6.8農場・団体との合意事項は、2019版8.1項、9.2項を整理 	
7 審査員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2019版11章「JGAP審査員」から、7.1基本要件と7.2審査員の種類を規定 ・ 登録要件等の要求事項は『JGAP審査員登録の細則』に規定とする 	
8 農場・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2019版9章の農場・団体に関する内容を整理 	
9 認証プログラムの基本	<ul style="list-style-type: none"> ・ JGAP認証プログラムの基本となる文書、認証範囲、個別認証、団体認証、審査の種類、工数、認証の決定について規定した章 	
9.1.1 運用開始日および旧版の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2019版5.3の運用開始日および旧版の取扱いについて整理 	
9.2 本認証プログラムの対象となる範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「生産工程カテゴリー」を、「認証の対象となる工程」(表2)として整理 ・ 「飼養工程」と「畜産物取扱い工程」を合わせて、「飼養・畜産物取扱い工程」に変更 ・ 工程の内容を整理 	

章・項番等	改定概要
9.3 認証の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別認証と団体認証の要件を整理
9.4 有効期限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2019版で複数の箇所に規定されていた有効期限に関する規定を集約
9.5 審査の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初回、維持、更新審査について、審査の位置付けを見直し ・ 維持審査の省略を書類の審査に変更 ・ 追加審査、臨時審査についての要件を明確化
9.6 審査工数(時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別認証の標準的な審査工数(時間)を表4に規定し、審査の種類や認証範囲(品目数・工程数)、農場規模を勘案して算出に変更 ・ 団体事務局の標準審査工数を6時間、構成するサイトの標準審査工数を4時間と設定し、審査の種類や団体の規模、団体事務局と構成サイト(農場)の役割分担の度合いを勘案して算出に変更
9.7 認証の決定(判定)の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不適合を是正した結果、(1)(2)の適合性が確認された場合に認証が与えられることを明確化 ・ 重要項目の適合率を85%に変更
10 審査および認証の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ JGAPの審査から認証に関する流れ、および認証情報の管理、認証後の変更等に関して規定した章 ・ 主に、2019版8章の内容を整理
10.2 審査申込書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記述を整理 ・ サブサイトが複数ある場合の所在地の記載を追加
10.4 審査計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査のサンプリングに関する内容を整理 ・ 遠隔審査を実施する場合の規定を10.4.5に新設し、詳細は『JGAP遠隔審査ガイドライン』に規定とする
10.10 認証書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2019版7.4について整理 ・ サブサイトが複数ある場合の所在地の記載を追加
10.12 認証後の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2019版8.7について整理 ・ サブサイトの場合を追加 ・ 畜舎・草地等の追加は認証機関への申請は不要に変更(8.1(3)に規定)
10.13 認証の一時停止、取消し、返上、終了、または認証範囲の縮小	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認証の一時停止、取消し、返上、終了、認証範囲の縮小について、その対応を整理
12 指導員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2019版12章のうち、指導員に対する要求事項を規定した章 ・ 登録要件等の要求事項は『JGAP指導員の細則』に規定とする
13 研修機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2019版14章について整理
14 JGAPと他の認証プログラムとの差分に関する文書を利用したJGAP認証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2019版15章について、現状に合わせて整理 ・ 「JGAPと他の認証プログラムとの差分に関する文書」の承認の流れを追加